

建設産業委員会会議録

平成 26 年 3 月 19 日（水）

午後 1 時 05 分 開会

○小出義一委員長

ただ今から建設産業委員会を開会します。閉会中の調査事項について議題とします。午前中に沢田委員から発言のありました委員会の費用弁償の執行について、また、半田らしい街並みについて作成したイメージの絵画の費用について一括してご審議いただきたいと思います。

まず委員会の費用弁償について委員長としてどう考えているのかということでしたが、3月のこの時点で一度みなさんにお諮りしなければいけません。視察等の執行は予定しておりますが、この点について何かお考えがありましたらお願いします。

○沢田清委員

聞き方が良くわかりませんが、視察はいかなくていいのかということを知っているのか、それ以上に知っているのか。

○小出義一委員長

視察はいけないということでご了解いただいているかということが1点。費用の流用の可能性について、そういった執行について先般委員会の折にそういったご指摘もありましたので、その点の調べを局長にさせていただきましたので、その内容について説明をしてもらいます。

○原田事務局長

【資料に基づき説明】

○小出義一委員長

まず整理がついていない部分もあるかと思しますので、質問がありましたらお願いします。

○鈴木好美委員

成田議員が描かれた絵について公費の支払は無理と判断しました。今後こういうことが起きたときに、それは議運で諮ることなのですか。

○原田事務局長

正当な理由がある流用については可能かと考えています。

○中川健一委員

局長としては成田議員に支払うことは違法であると考えていますか。問題は違法であることと、違法でないが、政治的に市民から批判を受けるケースは違うので分けて説明をしてください。

○原田事務局長

違法かということ、法律的に規定がある訳では無いと理解しています。市民感情からして議会から議員にお金を支払うことはいかかなことかと思えます。市民理解が得られる案件ならば問題ないと思えます。

○中川健一委員

議員は市役所から下請ができないという点であれば、以前も揉めたことがあると思えます。

それと同じケースであれば違法なるのではと思っていたのですが。

○原田事務局長

今回は、依頼してやった対価として支払うものなので意味合いは異なると思います。

○中川健一委員

成議員は個人事業主として受け取ることになると思います。会社の役員と個人事業主の位置づけは同じですので、役員の兼職規定に抵触するのではと思います。もし、別の会社に勤めていてそこでもらうのであれば、問題ないと思いますが、個人事業主としてもらって青色申告でもしていると、法律上おかしいのではと思います。

○原田事務局長

はっきりしたことは申し上げられませんので確認してみます。

○小出義一委員長

他にありませんか。

【発言するものなし】

○小出義一委員長

意見はありませんか。

○沢田清委員

費用弁償と切り離して考えるということで、例えば街づくりに対して建設産業委員会で生きる講師の話をきくとか、そういうことを要望しますがみなさんどう思っているのか取り計らいをお願いします。

○小出義一委員長

早い段階では講師をお呼びしてお聞きすることもあるかなと思っていました。どういうテーマで聞くかということも進めていく段階で検討したらいいのではないかとということもあり、この講師にぜひ、というところまで考える機会がなかったので、機会があればそういうことも視野に入れながら進めていくべきだったと思います。

○沢田清委員

ということは、これ以上はそういうことに値することは考えることはできないですという答えですか。

○小出義一委員長

今から可能なことがあれば一つでもチャレンジしたいと思います。

委員のみなさんにお諮りします。講師をお呼びしてやるということではいかがですか。

【発言するものあり】

○小出義一委員長

暫く休憩します。

休憩 午後 1 時 27 分

再開 午後 3 時 19 分

○小出義一委員長

再開します。以上で会議を終了します。

閉会 午後 3 時 20 分